

平成21年度

国立大学法人神戸大学年度計画

目 次

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 教育に関する目標を達成するための措置	
(1) 入学者の選抜に関する目標を達成するための措置	1
(2) 教育の成果に関する目標を達成するための措置	1
(3) 教育内容等に関する目標を達成するための措置	2
(4) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置	3
(5) 教育活動の評価及び教育の成果・効果の検証に関する目的達成の措置	3
(6) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	4
2 研究に関する目標を達成するための措置	
(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置	6
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	7
3 その他の目標を達成するための措置	
(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置	9
(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置	10
(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置	11
(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置	12
(5) 附属研究所に関する目標を達成するための措置	13
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	14
2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置	15
3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置	15
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	16
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	16
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	17
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	17
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 評価の基本的な目標を達成するための具体的措置	17
2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	18
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置	18
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	19
3 環境保全に関する目標を達成するための措置	19
VI その他の重要計画	
1 大学支援組織等との連携強化に関する計画	20
VII 予算, 収支計画及び資金計画	20
VIII 短期借入金の限度額	20
IX 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画	20
X 剰余金の使途	21
XI その他	
1 施設・設備に関する計画	21
2 人事に関する計画	21
(別紙)	
○予算, 収支計画及び資金計画	22
(別表)	
○学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数	25

平成21年度 国立大学法人神戸大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

○本学の教育憲章を踏まえて、本学における学士課程教育の在り方について更なる検討を行いつつ、全学共通教育の運営体制の見直しを継続して行う。

(1) 入学者の選抜に関する目標を達成するための措置

○学生受け入れ方針に基づく具体的方策

- ・社会の変化、高校教育の改革動向及び国立大学協会の検討状況等を踏まえ、入学者選抜方法・制度の改善について、現行方式の見直しを含め、各学部の入学試験研究委員会及び入学試験委員会等を中心に検討する。また、本学の学生受け入れ方針に沿って優れた学生を受け入れるためにAO入試、推薦入試、社会人入試、編入学入試など多様な入試制度の検討・具体化を更に進める。さらに、大学院についても、高等教育改革の動向や社会情勢の変化を勘案しつつ、各研究科の学生受け入れ方針に基づいた適正な入学者選抜方法・制度について検討する。
- ・従来から実施しているオープンキャンパスの開催、大学ガイダンスへの参加等を継続するほか、本学単独の進学説明会を引き続き開催する。なお、開催場所については検討を加える。また、全国7会場で開催される主要大学説明会（東京大学主催）に参画するほか、近畿地区の他大学との合同大学説明会にも積極的に参加する。このような活動を通じて学生受け入れ方針の周知を図るとともに、入試広報室を中心に広報媒体を活用した入試広報の更なる充実を図る。
- ・医学部医学科について、社会情勢及び人材育成のニーズ等を考慮し、学生定員の見直し等の検討を進める。また、地域枠等に係る入学者特別選抜を実施する。
- ・医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻について、学生のニーズ並びに社会のニーズを考慮し、学生定員の見直しの検討を進める。
- ・社会情勢、人材育成のニーズ及び学問領域の変化等を考慮し、システム情報学研究科の設置の検討を進める。
- ・平成21年度入試の成績分布、得点分布の分析を行うとともに、平成21年度入学試験教科委員会委員から作題や採点等に関する問題点の意見聴取を行い、平成22年度入試に係る作題や採点の実施体制に反映させる。また、個人情報保護法に留意しつつ、平成22年度入試の成績開示の改善点について、作題・採点体制の見直し・改善と併せて検討を進める。

(2) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

○学部教育

- ・全学共通教育のカリキュラムの見直しと実施体制の一層の強化に努める。また、教養原論のクラスサイズについて、上限200人を徹底させる。
- ・ランゲージ・ハブ室で培ったノウハウや成果について、一般教室での活用方策を検討する。また、学生等がランゲージ・ハブ室を自学自習の場として効果的に活用できるよう、ランゲージ・ハブ室に備え付けている外国語教材・参考書を更に充実する。
- ・外国語教育の更なる充実を図るため、平成18年度に導入した外国語教育に係る新カリキュラムの成果を検証し、改善を検討する。
- ・CALL教室で培ったノウハウや成果について、一般教室での活用方策を検討する。また、学生等がCALL教室を自学自習の場として効果的に利用できるよう、CALL教室に備え付けている外国語学習ソフトや使用マニュアルを更に充実する。
- ・鶴甲第1キャンパスにおける校舎改修に伴い、既存6室のCALL教室を1箇所を集約し、効率的な運用を行う。
- ・平成20年度で終了した現代的教育ニーズ取組支援プログラムによるPEPコース（プロフェ

ッションナル・イングリッシュ・プレゼンテーション特修コース)の継続的実施策を検討するとともに、新たな取組についての検討を始める。

- ・鶴甲第1キャンパスにおける校舎改修に伴い、情報処理演習室を1箇所を集約し、情報処理教育環境の管理・運営体制の改善を図ることで、情報処理教育を一層推進する。
- ・既存の海外インターンシッププログラム(兵庫県ワシントン州事務所(シアトル)及び兵庫文化交流センター(パース))の実施を推進する。

○大学院教育

- ・博士後期(博士)課程においては、国内外の共同研究や研究集会への参加と発表を一層促進すること等により、国際的に活躍できる人材の養成に努める。

(3) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・新しい学問研究の動向や社会的ニーズに応えるため、質の高い大学教育推進プログラムに採択された「21世紀型市民としての法学士育成計画」や「食農コープ教育による実践型人材の育成」等の各種教育改革プログラムを活用し、学生の学問に対する意欲と目的に即応した新たな授業科目の設定など教育課程の改善を行う。
- ・EUインスティテュート・イン・ジャパン(EUIJ)関西コンソーシアムの事業計画に基づき設置された、関西学院大学、大阪大学との単位互換を行う「EUコース」において、国際的な教育活動を更に展開するために、海外インターンシップや外国人の専門家によるセミナーを継続して開催する。
- ・自然科学系4研究科における共通授業科目である先端融合科学特論I・IIを開講するとともに、自然科学系4研究科が連携し、6つの自然科学系プログラム教育コースを開講する。
- ・経済学研究科及び理学研究科において、高度専門職に必要な総合的知識を有する人材を養成するため、両研究科間相互履修のプログラム教育コースを実施する。
- ・発達科学部・文学部・経済学部において、現代的教育ニーズ取組支援プログラム「アクション・リサーチ型ESDの開発と推進」による学部連携環境教育プログラムを引き続き実施する。

○授業形態、学習指導法等の改善に関する具体的方策

[学部]

- ・学習支援に関する全学学生・教員アンケートを実施し、初年次教育を含めた学生の学習支援のニーズを探るとともに、平成20年度に引き続き、導入教育や少人数教育の改善に努める。
- ・全学共通教育に係る理系・実験系教育について、TA及び教員による個別指導を予約制で行うためのスペースの確保と学習支援体制の強化・充実を図る。
- ・質の高い大学教育推進プログラム「21世紀型市民としての法学士教育計画」、「食農コープ教育による実践型人材の育成」等の各種教育改革プログラムを活用すること等により、学生が基礎的かつ専門的学力を高め、広範な知識を習得できる履修方法を検討し、改善を図る。
- ・各学部の学生受け入れ方針に基づく学生の受入れとカリキュラム体系の整合性を更に点検し、カリキュラム編成の改善に努める。
- ・平成20年度に教務情報システムに機能追加したシラバス機能と休講補講揭示機能を活用し、学生に対して全学的に統一した授業関係情報を提供する。
- ・外国語を使用した講義、演習、講演等の実践的な教育及び海外留学、海外インターンシップ制度を更に充実させる。

[大学院]

- ・平成20年度に引き続き、大学院生の個々のキャリア開発、進路希望の実現に向け、新たな社会的ニーズに対応した人材を養成する体系的カリキュラムを提供するために、大学院教育改革支援プログラムを活用し、各研究科の理念に沿った授業科目の見直しに努める。また、専門職

大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラムを活用して、理論と実務を架橋した専門職の養成にふさわしい授業形態の改善に努める。

- ・各研究科においては、研究者と高度専門職業人の養成に関する目的に即し、学位取得のための系統的指導の強化を図るとともに、所定の修業年限での学位取得率の向上に努める。
- ・平成20年度に引き続き、外国人研究者による講義や研究指導により、学生の海外での研究発表等の派遣に対し、支援を継続して行う。また、国際化に対応できる言語コミュニケーション能力の涵養のためのカリキュラムの整備に努める。
- ・平成20年度に引き続き、社会人学生に対するカリキュラム等の整備・拡充を進めるとともに、社会人のニーズに対応するため、平日夜間と土曜日開講等を実施し、リカレント教育及びスキルアップ教育の機会を提供する。
- ・留学生に対する日本語教育のカリキュラムを整備するとともに、英語による授業を充実させる。
- ・留学生のニーズに応じるため、専門教育に連動した日本語教育プログラムの改善を図る。
- ・平成20年度に引き続き、学生が確実に学位論文を作成できるよう、各研究科において系統的指導の強化を図る。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・教務委員会等において、GPA制度の実施の準備を進める。

(4) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切なTAの配置等に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、教務委員会等において、TAの担当業務及び効果の実態を調査し、その活用方法の評価を行うとともに、TA個々の資質の向上を図る。

○教育設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、学生の自学自習環境の改善を進めるため、附属図書館において開架図書室や空調設備等の計画的な整備を図る。
- ・平成20年度に引き続き、学生の自学自習環境の改善に向けて、附属図書館において学習用資料をより充実させるための体制の整備を行い、特に学部学生に必要な教養・専門図書を幅広く網羅した系統的な資料収集及び積極的な資料提供に努めるとともに、利用状況の分析及び収集資料の評価を継続する。
- ・次期キャンパス情報ネットワークシステム(KHAN2009)を構成する一部として、講義室、演習室、自習室等に対し、高速でセキュアな認証付きの情報コンセント・無線基地局(ホットスポット)を設置する。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・平成20年度に実施した教員相互の授業参観(ピアレビュー)について、教育担当責任者会議で実施状況、実施効果等について検証し、FDの実施内容の検討を進める。
- ・全学的FD研究の一環として、全学共通教育においてピアレビューワークを開催する。

(5) 教育活動の評価及び教育の成果・効果の検証に関する目的達成の措置

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげる目標を達成するための具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、学生による授業評価を始めとする多面的な評価を基に、教務委員会等において、授業内容や方法の改善などについて検討する。
- ・教育担当責任者会議等において、大学の内部質保証システムの確立に向けて、教育力評価と評価結果の活用方法等について検討する。
- ・平成20年度に引き続き、カリキュラム体系の見直しや教育実施体制の改善のため、授業評価アンケート調査を全学的に実施することにより教育効果を検証し、教育活動の点検・評価を実

施する。また、各部局における教育活動に係る評価の推進を図る。

- ・授業評価アンケート調査等の多面的な評価の結果を、授業内容・方法の改善のための諸施策や人的・財務的資源の配分に反映させる。

○教育の成果と効果の検証に関する具体的方策

- ・授業参観のみならず、シラバス、教材、試験などの点検・評価も含めたピアレビューの実施を検討し、大学教育の質保証の枠組み等について検討する。
- ・各教育部会において、部会長のリーダーシップの下、授業内容と方法について具体的な改善案を検討し、可能な部会から改善に着手する。
- ・学生による授業評価アンケート調査を全学的に実施し、その結果に基づき、教育の質の改善を図るために、教育担当責任者会議等において、全学的な評価指標の策定を行う。
- ・平成20年度に引き続き、神戸大学ホームカミングデイにおける卒業生・修了生及び企業等を対象としたアンケート調査を行い、聴取した意見を教務委員会等で検討し授業の改善を図る。
- ・法科大学院においては、平成20年度に引き続き、修了後の国家試験の合格率や進路の調査を行い、必要に応じて教育内容の改善を検討する。また、法科大学院制度の趣旨に沿ってより適正、かつ、厳格な成績評価に努めるとともに、入学定員の見直しについて、慎重に検討する。
- ・平成20年度に引き続き、大学院教育の成果について、学位授与実績や修了生の進路状況などを点検・調査の上、問題点の改善を図る。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、各学部の理念と目標に基づく専門的知識と活動能力を備えた人材養成、教育職員免許や各種の認定資格を取得できる人材を養成するため、新たな資格認定取得も含めた教育プログラムの拡充に努める。
- ・平成20年度に引き続き、ワークショップ、フォーラム等への参加やRAへの採用・ポストドクターの活用等により、各研究科において、専門性を身に付けた人材、自立的研究者及び国際水準の研究者などの養成に更に努める。

(6) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談、助言及び支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、各学部・研究科の実状に即して、学生に対する学習の助言、きめ細やかな履修指導を行うため、学生指導・支援の一層の強化に努める。
- ・平成20年度に引き続き、授業評価アンケート調査の結果の活用を図る。また、学生委員協議会において学生支援の充実が可能となる方策を検討する。
- ・平成20年度に引き続き、附属図書館においては、情報リテラシー教育を支援するため、新入生・学部学生・大学院生の各段階や専門分野を考慮したきめ細かなガイダンスを実施するとともに、教育研究活動に密着した支援サービスを展開する。
- ・平成20年度に引き続き、附属図書館では、図書目録遡及入力の一層の推進、平日及び休日の開館時間延長の継続などサービスの向上を図る。

○就職支援等に関する具体的方策

- ・各学部・研究科及び学内の就職支援団体等とのネットワーク強化により、キャリア・就職支援事業の一層の活性化を図る。
- ・平成20年度に引き続き、キャリアセンターと神戸大学東京オフィスが連携し、首都圏における学生の就職活動支援を強化する。
- ・平成20年度に引き続き、インターンシップの実施に関する調査を行うとともに受入れ企業等の開拓・拡充を進めながら、企業との一層の連携強化を図る。また、インターンシップ参加者の拡大を図るため、企業等のインターンシップ募集情報をより一層学生に周知する。

○居住環境の整備に関する具体的方策

- ・学生の居住環境の整備を図るため、住吉寮・女子寮改修年次計画に基づき改修を行うとともに、新たな学生寮の整備について検討する。

○キャンパス環境の整備拡充に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、学生生活実態調査の結果等を踏まえ、福利厚生施設の整備・充実を図り、学生の生活環境の改善に努める。

○生活相談及び健康相談に関する具体的方策

- ・保健管理センターにおける「からだの健康相談」や「こころの健康相談」並びに学生センターにおける「学生なんでも相談室」の相談者の視点から明らかとなった大学として取り組むべき諸問題の解決に向け、保健管理センター職員（医師・看護師）及び学生センター職員等による定期的な連絡会を開催し、保健委員会、保健管理センター運営委員会、ハラスメント・アドバイザリーボード、ハラスメント防止委員会、学生委員協議会及び各部局の学生相談担当者等と連携の上、方策を講じる。
- ・集団感染の防止に向け、学生や教職員の麻疹抗体（新生児については麻疹・風疹の2種抗体、教職員については麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の4種抗体）の保有状況を把握し、予防接種の勧奨に努める。
- ・海外派遣前後の教職員、外国人留学生、外国人研究者の心身の健康管理を通じて、国際交流活動を支援する。
- ・健康診断管理システムと健康相談管理システムの利用により、保健管理上の問題点の総合的な把握、的確かつ迅速な保健指導の実施、予約・受付業務や統計業務の効率化等を通じて利用者に対するサービスの更なる向上を図る。
- ・学生・教職員を対象とした「心身の健康管理」や「心身の健康を病む学生・教職員の現状と対応策」などについての研修会等を実施する。また、保健管理センターホームページや各種広報等を通じて、医学知識の普及と保健管理に関する情報提供を行い、学生・教職員の健康の保持増進並びに疾病の予防に努める。
- ・健康診断や健康相談を通じて疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、予防医学の重要性から国の掲げるT H P (total health promotion plan)の実践に向けて、T H P 関連施設及びその運用形態の充実について検討する。
- ・すべてのキャンパスの学生の心身の健康増進のため、健康診断の受検率向上に努めるとともに、健康相談、保健指導を含めた保健管理サービスの更なる推進を図る。
- ・平成20年度に引き続き、総合ハラスメント相談体制を充実・強化するため、ハラスメントに関する相談員に対して研修会を行うことなどによりスキルアップを図るとともに、学生・教職員に対する啓発活動を継続して実施する。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、優秀な学生に対する経済支援を行うことを目的とした本学独自の奨学金制度の更なる拡充に向けて検討を行う。

○正課外教育の支援に関する具体的方策

- ・課外活動施設の現地調査結果を基に改善を必要とする施設を精査し、改善・修理に努める。

○社会人、留学生に対する支援の具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、社会人学生の履修、進路相談、生活相談等に対応するため、指導教員を中心とした指導方法の充実を図る。
- ・平成20年度に引き続き、留学生センターの相談指導部門を中心に、各部局の教員やチューターとの協力体制の下でガイダンスを行うなど留学生の生活相談等の指導を行う。
- ・留学生への就職支援として、グローバルキャリアセミナーを開催する。また、セミナーの開催

に先立ち、日本での就職活動について説明会を開催する。

- ・留学生センターにおいては、留学生支援を目的として結成された学生ボランティアと連携して新規渡日留学生に対して支援を行う。また、留学生と日本人学生との交流を促進するとともに、現役の留学生会との交流を図る。

○保護者との連携強化に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、育友会（保護者会）が開催する理事会及び地区支部会（東日本地区、中部地区、中国・四国・九州地区）において、教育問題及び学生生活上の問題点等に関し、保護者との意見交換を充実させる。また、広報誌「KOBЕ university STYLE」により、保護者に対してキャンパスライフ等学生関係の諸情報や本学の最新情報を紹介する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性を実現し、研究水準及び成果を検証するための具体的方策

- ・グローバルCOEプログラム採択拠点の中間評価に先立ち、学内で点検・評価を行う。
- ・学内発の卓越した研究プロジェクトの成果を検証するため、学内で点検・評価を行う。
- ・神戸大学学術研究アドバイザリーボードから本学の学術研究活動についての助言等を得て、研究体制の充実に反映させる。

○大学として重点的に取り組む領域の選定の具体的方策

- ・グローバルCOEプログラム拠点、学内発の卓越した研究プロジェクトについては、引き続き学長裁量枠定員を活用し、教員を措置する。
- ・教育研究活性化支援経費の在り方（若手研究者への支援を含む）を見直し、より戦略的・独創的な研究に対して支援するように努める。

○研究活動支援のための具体的方策

- ・グローバルCOEプログラム拠点、学内発の卓越した研究プロジェクト、大型科学研究費補助金採択プロジェクト等、研究プロジェクトについては、世界的な研究拠点の形成を目指し、引き続き、学長裁量枠により教員を優先的に措置する。
- ・研究支援職員の能力向上のため、各種研修等の充実を図る。
- ・研究支援のために図書館・学内共同教育研究施設等の機能の充実を図る。
- ・競争的資金獲得・プロジェクト支援グループを組織して外部資金獲得に向けて支援する。
- ・教員の研究情報の収集を積極的に行い、プロジェクト形成等の支援を行う。それに基づき共同研究を積極的に提案するとともに、各省庁が公募する事業への応募も支援する。

○人事に関わる具体的方策

- ・外部資金の効果的な活用を図るため、任期付の特命職員（特命教員、特命専門員等）制度の拡充を図る。

○研究成果の社会への還元に関わる具体的方策

- ・本学における地域連携推進活動方針に基づき、総合大学の特徴を活かした、国際機関、自治体とその関連機関、文化・芸術関連機関、TLO、NPOを始めとする地域の諸組織との積極的な連携を進める。
- ・研究科横断的な研究成果公表の場（一日神戸大学、フォーラムの開催等）を設け、それによって研究成果の社会還元をより一層推進する。特に中小企業の支援を主体とする兵庫県立工業技術センターとの連携を強化し、地域への社会貢献を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○学術研究推進機構と「全学評価組織」の設置

- ・全学で重点的に取り組む領域として選定した22プロジェクトのうち支援（人的・金銭的）を行ったものについて、その効果を検証する。
- ・平成19年度採択の「学内発の卓越した研究プロジェクト」の最終報告を実施し、採択時及び中間報告時のコメントに対する改善状況を確認する。
- ・神戸大学国際戦略を基に、研究者が海外の研究機関における先端研究への参画や国際共同プロジェクトの推進が行えるよう支援する。
- ・国際共同研究の契約支援体制を構築する。

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・学長裁量枠定員を活用し、研究者を戦略的かつ重点的に配置する。
- ・部局における柔軟な教員組織編成を可能とするため、これまでの定員管理ではなく、新たに部局毎に定めた総ポイントの中で各部局が人事管理を行うポイント制管理への移行を引き続き検討する。
- ・役員会を中心として、評価に基づく改善状況を点検し、点検結果の内容を研究者の適切な配置に有効利用する。

○研究に必要な設備等の活用と整備に関する具体的方策

- ・世界的水準からみて重要である課題に採択された研究分野について、設備の優先的整備を推進する。
- ・附属図書館審議会の答申に基づき、全学的な研究教育基盤資料である電子ジャーナルや情報データベース等を計画的・安定的に提供するとともに、第二期中期目標期間中の新たな維持・整備方策の具体化を検討する。
- ・附属図書館は、外国雑誌センター館機能を持つ人文・社会科学分野の拠点図書館として、全国共同利用の観点から引き続き資料収集を進めるとともに、利用サービスの改善を図る。
- ・震災関係資料・経済関係史料・学内研究成果等を含む「神戸大学電子図書館システム」のコンテンツ拡充に加えて、本学の知的資源を社会に公開するために「神戸大学学術成果リポジトリ」の充実を図る。

○研究資金の獲得と配分システムに関する具体的方策

- ・競争的資金獲得のための情報を引き続き効率的に発信する。
- ・アドミニ・アドバイザー制度（職員による外部資金獲得支援制度）による活動を引き続き行う。
- ・部局の申請支援等の取り組み事例の調査を行う。
- ・コンプライアンス室を中心に公的研究費の管理・監査体制を充実する。
- ・間接経費の一部を第二期中期目標期間中の大学全体の戦略実施財源として位置付け、配分施策の見直しを行う。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・役員会を中心として、各部局で行った研究活動等の自己点検・評価の結果を、研究活動を発展させるための諸施策並びに必要な研究者や財源の配分に反映させる。

○学内外の共同研究に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、学際領域への取り組みを重視し、学部、研究科やセンターの枠を越えた研究プロジェクト及び学外研究機関との研究プロジェクトを推進する。

○地域貢献や知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- ・連携創造本部及び神戸大学支援合同会社（LLC）の連携の下で、多様な連携（戦略連携、地域学学連携、学際融合等）を企画・推進する。特に先端研究分野でのイノベーション創出支援

に努め、更にその核として知的財産の取得・管理を効率的に進める。また、国際産学連携の推進に向け、ライセンスなどの国際知財関係の基盤整備を図る。

- ・連携創造本部を中心として、企業のニーズと大学のシーズをつなぐリエゾン機能の強化を図る。また、外部の機関と協力し、本学の知的資源の活用を図る。
- ・平成20年度に引き続き、神戸医療産業都市構想や神戸健康科学（ライフサイエンス）振興ビジョンに対応して、神戸バイオテクノロジー研究・人材育成センター及びインキュベーションセンターにおいて、先端融合領域の研究や人材育成を推進するとともに、ベンチャー支援も継続的に実施する。

○研究施設等における研究実施体制の整備に関する具体的方策

- ・平成20年度に実施した学内共同利用施設の時限等の取扱いに基づく評価の結果を踏まえ、学内共同利用施設等の見直しを図る。
- ・バイオシグナル研究センターでは、医学研究科、理学研究科を始めとする学内関係部局と積極的な交流を行いグローバルCOEプログラムによる拠点活動を推進するとともに、自然科学系先端融合研究環重点研究チームによる研究教育を実施する。また、グローバルCOEプログラム「統合的膜生物学の国際教育研究拠点」に関する中間評価を受け、その結果をセンターの運営に反映させる。
- ・都市安全研究センターでは、第1期3ヵ年プロジェクト研究推進の成果を受け、第2期3ヵ年研究プロジェクトを立ち上げ、推進する。新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム「地域に根ざし人に学ぶ共生的人間力」（学生支援GP）により、防災教育支援モデル地域事業を推進するとともに、自然科学系先端融合研究環の重点研究チームとして「災害リスク減災戦略研究」を推進する。
- ・分子フォトサイエンス研究センターでは、平成20年度に引き続き、学術創成研究を推進するとともに、海外研究者の積極的な招へいと共同研究、大学院生の海外研究集会への参加・発表の支援、国際研究集会の開催・運営など国際交流を推進する。
- ・内海域環境教育研究センターでは、引き続き、海藻類系統株保存・分譲に関して、文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトによる研究を進めるとともに、日本長期生態学研究ネットワーク（JALTER）のコアサイトとして沿岸域生態系モニタリング、都市域沿岸再生に関わるプロジェクトを推進する。
- ・遺伝子実験センターでは、英語によるバイオ技術講習会の開催を継続するとともに、RI実験や遺伝子組換え実験等のコンプライアンス確保に係る教育訓練についても英語で行う等、留学生・外国人研究者に対するセンター独自の啓発・教育活動を進める。
- ・医学部附属医学医療国際交流センターを医学研究科附属感染症センターに改組する。
- ・感染症センターでは、特に感染症領域において、WHO神戸センターや兵庫県、神戸市との学術連携を強化・維持する。また、新興・再興感染症拠点形成プログラム「インドネシアにおける新興・再興感染症の国際共同研究拠点形成」及び「ヘリコバクターピロリ感染による胃癌誘導因子の疫学的解析研究」、国際協力機構委託事業「ソロモン国マラリア対策強化プロジェクト」を着実に遂行する。
- ・発達支援インスティテュートでは、①心理教育相談室において、心理相談活動と臨床心理士養成コース院生の実習受入れ及び修了生の研修会（共催）の開催、②ヒューマン・コミュニティ創成研究センターにおいて、既存の事業の継続に加え、アウトリーチ諸事業の実施、③サイエンスショップにおいて、地域社会における科学にかかわる諸活動への支援及び本学学生の主体的研究活動への支援、など各種事業を展開し、④社会貢献室において、社会貢献レポートの出版を行う。
- ・食資源教育研究センターでは、教育研究活動と連動した農業生産活動において、技術の円滑な継承と向上を目指した研修体制を整備する。
- ・食資源教育研究センターでは、現有実習学生宿泊施設を活用することによって（少人数用自炊設備の整備など）学生が滞在して研究に集中できる環境を整備する。
- ・食資源教育研究センターでは、これまで行ってきたバレイショ品種評価試験に基づき、有望品

種の一般農家への普及と生産体制の確立を目指す。

- ・学術情報基盤センターでは、次期キャンパス情報ネットワークシステム（KHAN2009）の整備を図る。
- ・研究基盤センターでは、施設・設備の整備を図り利用を促進するとともに、各種講習会や研究会等を実施し、自然科学系の教育研究活動を支援する。また、施設・設備の日常の維持・管理を行い、定期的に利用状況を把握し、効率的な運用を図る。
- ・環境管理センターでは、有害廃棄物、有害排出物の規制に関する管理体制を構築するとともに、平成20年度に行った未整備部局の実情調査に基づき、pHモニタリングシステムの整備拡及び自動採水器の設置・更新を実施し、有害排出物の設備等の段階的整備を推進する。
- ・環境管理センターでは、省資源、省エネルギーの推進を図るための提案及び情報の提供を行う等により、環境・施設マネジメント委員会に設置された環境マネジメント部会に対する支援活動を行う。
- ・環境管理センターでは、環境問題に関する啓発を目的として学内外を対象に環境に関する講演会の開催を継続して行う。
- ・連携創造本部の組織の見直しを通じて、本学の知的資源の活用、外部資金の一層の獲得等を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、市民、企業人、高校生等に対する学習の場の提供として本学の特徴を活かした公開講座を開設する。地域社会のニーズや社会の情勢を見据えたタイムリーなテーマ設定と内容の充実に努める。
- ・平成20年度に引き続き、地域社会や産業界に対して大学の保有する大型研究設備等の開放を進める。
- ・平成20年度に引き続き、自治体と大学双方における情報交換を密にし、地域連携推進連絡協議会の活性化を図るとともに自治体との連携協力を推進する。
- ・平成20年度に引き続き、「自治体等との連携協定ガイドライン」に則り、自治体との新たな地域連携事業を検討する。
- ・これまでの自治体等との連携実績に基づき、第二期中期目標期間中の地域連携の方針を策定する。
- ・平成20年度に引き続き、現代的教育ニーズ取組支援プログラムによる取組等を通じ、地域社会との広範な連携を図る。
- ・過去の地域連携活動を踏まえ、「歴史資料ネットワーク」、「食と農の研究所」、「AMD A兵庫」等地域のNPO、NGOとの学民連携を充実させる。
- ・高大連携事業として高校生を対象とした公開授業、開放授業、出前授業を積極的に実施する。また、全学でオープンキャンパスを開催する。
- ・附属図書館の夜間及び休日開館の実施や図書館資料を公開する展示会を開催するなど、一般市民の生涯学習を支援し、地域社会への貢献を図る。
- ・附属図書館においては、平成20年度に引き続き「震災文庫」の資料収集とデジタル化を進め、震災関係では最大規模のコレクションとして、これを広く社会に公開する。また、震災資料を収集する他機関との連携を図る。
- ・附属図書館においては、平成20年度に引き続き、経済関係史料・学内研究成果等のデジタル化を推進するなど、本学の知的資源を社会に発信する。

○産学官民連携の推進に関する具体的方策

- ・特命職員制度を積極的に活用し、外部資金により優秀な人材を確保するとともに、産官民との人事交流を更に進める。

- ・寄附講座を活用し、プライオリティの高い研究を行うため、特命職員制度を積極的に取り入れ、優秀な人材を確保する。
- ・連携創造本部において引き続き、活動実績報告書やニュースレター等を発刊し、関係部局における産学官民連携に関する研究情報を社会へ提供する。
- ・各種フォーラム等を通じて研究情報を提供していく。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・県内大学との間で、大学関係の諸課題について意見交換を行うなど連携を図る。
- ・大学連携「ひょうご講座」の独自科目として授業科目を提供する。
- ・「大学コンソーシアムひょうご神戸」の実施する事業への協力・支援を引き続き行う。また、兵庫県下28大学が参加し、大学コンソーシアムひょうご神戸が協力機関となっている戦略的大学の連携支援事業「アクティブ・ラーニング型学生派遣・受入プログラムの構築を通じた広域的な大学間連携」に参画する。

(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置

○国際交流推進機構による学生、研究者、職員の交流計画の推進に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、「神戸大学国際交流事業促進基金」により学術交流協定校への学生派遣に係る支援を行う。
- ・海外拠点として北京に開設した中国事務所を通じて、情報収集及び本学の教育研究に関する広報活動を促進する。
- ・地域の特性に応じた教育研究連携を展開し、学生及び教職員の交流を推進する。
- ・学内公募によるコーディネーター若しくは各部局に配置予定の国際担当連携支援員になり得る人材の育成を図るため、学内事務職員研修等を実施する。
- ・本学の国際性を社会にアピールすること及び学生の国際教育の一環として、世界各国から研究者を招へいし、学生・教職員・一般市民を対象に講演会やセミナーを開催する。
- ・EUに関する教育・研究について、本学、大阪大学及び関西学院大学で構成するEUIJ関西コンソーシアムを活用し、学部、大学院生を対象としたEU研究修了証プログラムやEUセミナーシリーズ等の一層の推進を図る。
- ・EUの国際的共同研究を推進するとともに、EUのファンドの獲得のための支援体制構築に努める。
- ・EUIJ関西コンソーシアムの実績を踏まえ、EUの研究及びEU内の研究機関・大学との連携を発展させる。
- ・NPOと連携して、小学校、中学校及び高等学校におけるEUに関する国際理解教育を推進する。
- ・工学研究科において、在日オーストラリア企業とロボット工学とソフトウェア・エンジニアリングに関する新技術を評価し、開発するための共同研究を推進する。

○留学生交流の推進に関する具体的方策

- ・既存の学術交流協定の見直しを行いつつ、国際的評価の高い大学との単位互換を前提とした協定を充実させる。また、授業料等相互不徴収協定に基づく学生交流は、宿舍等のキャパシティを考慮しつつ、同数交換を原則として海外協定校から交換留学生を受け入れる。
- ・海外における日本留学試験を利用する等により渡日前入学許可制度の拡大を図る。
- ・HUMAP（ひょうご大学連携事業推進機構）が実施する短期留学制度の利用を促進する。
- ・外国人留学生の生活の基盤となる住宅確保に向け住宅支援について検討する。
- ・神戸大学インターナショナル・レジデンスの居住環境の整備を推進する。
- ・留学生センター、国際コミュニケーションセンター及び関係部局の連携の下、海外留学を希望する学生を対象とした海外留学フェアを開催し、留学情報の提供及び個別留学相談を実施する。
- ・留学生センターが中心となって実施する夏期日本語日本文化研修プログラムの充実を図り、海

外協定大学からの学生を受け入れる。

- ・海外留学希望者及び在籍留学生向けのホームページによる情報提供を充実する。特に、奨学金や留学生用宿舍募集の情報提供を充実する。

○教育研究活動による国際貢献の具体的方策

- ・エジプト・アラブ共和国カイロ大学における「経済高度知識化へ向けた高等教育支援」プロジェクトの他、独立行政法人国際協力機構（JICA）との業務契約に基づき、専門家派遣等による開発途上国支援を引き続き実施する。

（３）附属病院に関する目標を達成するための措置

○附属病院としての自立性の確立と大学における位置付けの明確化

- ・疾患毎、患者別の日次診療報酬（包括・出来高比較）分布に基づいた適正在院日数表を作成することで、治療計画の適正化を図る。
- ・広報誌及びホームページで公開している医療機能情報や財務状況を通じて情報発信・情報提供をしていく。
- ・病院アドバイザリーボードから診療、経営等について助言を得て、医療及び経営の透明性の確保に努める。
- ・関係病院の機能別区分化（高度医療連携強化病院等）について検討するとともに、区分に応じた連携を図る。
- ・平成２２年度からのがん診療連携拠点病院の指定を更新するため、更なる機能の充実を図る。
- ・脳卒中ケアユニット（SCU）を設置する。
- ・病院機能の更なる充実を図るため、二次医療圏（神戸市内）における本院の疾患別患者分布を分析の上、医療の需要予測を行い、その結果をも利用したSWOT分析（内部環境及び外部環境の統合的な分析を行う経営分析手法）による評価を行う。
- ・平成２０年度に引き続き、医療従事者等の医療実績を分析した上で配置の見直しを行う。
- ・平成２０年度に設置した病院経営企画課の企画立案機能の強化に加えて、診療情報管理士を増員し、診療情報分析機能を強化する。

○病院経営の効率化のための具体的方策

- ・患者支援センター機能の充実を図るため、専任医師を中心に「かかりつけ医」との連携をより進め、紹介元の病院、診療所に対する返書管理についてシステム化を図る。
- ・物流（薬剤及び医療材料）管理を徹底し、コストの分析及び削減を行う。
- ・月次損益、診療科別・部門別の予算管理などの精度を更に高めていく。
- ・DPC分析システム（診断群分類を用いた診療報酬の包括的評価分析システム）により、診断群分類の妥当性等をチェックし、より適正な診療報酬請求事務の体制を構築する。また、DPCに対する理解をより一層深め、同時にCT・MR検査等の効率的な運用により検査件数を増加させ、入院中検査から外来検査へのシフトを促進し、外来検査割合の増加を図る。
- ・アウトソーシング（医療事務、診療録管理、物流管理、検査委託、患者給食業務等）の見直しを行う。

○医療の質の改善のための具体的方策

- ・クリティカルパスの承認件数の増加に努め、診療の標準化を図る。
- ・平成２０年度に引き続き、７対１看護体制の維持及び看護の質の充実を図る。
- ・地域の医療機関の役割分担をより明確にするため、患者支援センターを中心とした活動により地域完結型の医療体制を推進する。
- ・平成２０年度に引き続き、外来患者のプライバシー保護やサービスの向上を図るために外来部門の整備・拡充を引き続き検討する。
- ・外来患者の待ち時間の有効利用を図るため、診察待ち状況の表示及び患者の呼び出し表示を診

療科の環境等を踏まえ順次整備する。

- ・光学医療診療部における内視鏡検査の充実を図る。
- ・電子カルテの診療情報を患者に公表する方法について検討する。
- ・日本医療機能評価機構による第三者評価を受審し、医療の質の向上と効果的なサービスの改善につなげる。

○良質な医療人養成のための具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、全人的医療を行うために設置した総合病床において、研修医並びに卒業後3年目以降の医師の教育を行う。
- ・平成20年度に引き続き、学部学生に対して参加型の臨床実習機会を拡大する。
- ・医療従事者の生涯学習プログラムの構築と研修の実施を推進する。
- ・感染症に係る国際共同研究を推進するとともに、現地派遣等により国際的に活躍できる医療人を養成する。

○新規専門医療の開発、高度先進医療の開発と推進のための具体的方策

- ・神戸医療産業都市構想との連携協力を図るとともに、本学附属病院と連携協力できる先端医療分野の開拓と推進を行う。

○医療の国際化と国際交流の推進のための具体的方策

- ・特定機能病院にふさわしい外国人患者の受入れ体制の一環として複数の外国語による同意書を引き続き作成する。まず、麻酔の同意書と支払誓約書について順次整備していく。

○災害・救急医療の拠点形成のための具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、広域救急医療のための救命救急センター設置を検討する。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携及び協力の強化に関する具体的方策

- ・附属学校再編に伴い、新たに大学との連携の在り方について検討する。
- ・附属明石校園においては、人間発達環境学研究科との連携事業として「キャリア発達支援を含む社会を創造する知性・人間性を身につけた子どもの育成を目指したカリキュラム開発」を行う。また、児童、生徒等が抱える心の問題を解決するため平成17年度に配置した臨床心理士（スクールカウンセラー）との連携を充実させ、不登校等への対策に努める。
- ・附属住吉校においては、人間発達環境学研究科の教員を中心とする大学教員と共同して国際教育センターを中心に、国際社会に必要とされる資質・能力を育成する。
- ・附属特別支援学校においては、特別支援教育の要請に応じて、障害児・者の生涯にわたる発達を地域社会との交流の中で充実させる。また、特別支援教育実施に関する各種事業の推進と併せて、平成21年11月に学校創立40周年記念第19回特別支援教育（障害児教育）研究協議会を開催する。さらに、この記念研究協議会のまとめを中心に、平成21年度研究集録の発行を行う。特に、これまでに見直した教育実践カルテ（個別の教育支援計画）に基づいた教育実践を推進し、その成果と課題について研究集録にまとめる。
- ・人間発達環境学研究科教員を中心とする大学教員と連携し、プロジェクト研究を推進する。
- ・附属学校再編に伴い、附属学校の運営を統括するとともに、学部・研究科と附属学校との連携及び各附属学校相互の連携を推進するために、附属学校部を設置する。

○学校運営の改善に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、生涯学習社会における学校教育の在り方について、人間発達環境学研究科教員を中心とする大学教員と連携し共同研究を促進する。
- ・学校教育及び学校運営の在り方に関わって、地域での先導的な役割を果たし、保護者・卒業生・

各職域の実践者・各教育委員会，NPO，NGO等と連携して，引き続き，積極的に地域社会と交流する。

- ・附属明石校園においては，教員，保護者に対し学校運営に係るアンケートを実施し，中学校及び中等教育学校では生徒からの評価も併せて自己評価を実施する。また，その結果を基に学校評議員による外部評価（学校評議員等第三者を交えた評価）を実施し，報告書に取りまとめ公表する。
- ・附属住吉校においては，自己評価及び外部評価（学校評議員等第三者を交えた評価）による学校評価を実施する。
- ・附属特別支援学校においては，自己評価及び外部評価（学校評議員等第三者を交えた評価）による学校評価を実施する。

○入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・幼稚園及び小学校における入学者選抜方法の改善について入学選考委員会にて検討を行うとともに，ホームページによる説明と情報公開を行い，事前の入学説明会を実施する。
- ・中等教育学校の連絡進学について，住吉校舎，明石校舎で協議し，連絡進学検査を実施する。
- ・附属特別支援学校においては，ホームページでの募集要項掲載を継続するとともに，学校見学会と入学説明会を実施する。また，各教育委員会との連携を一層強め，入学対象児童・生徒の移行支援計画に基づいた支援がスムーズに行えるようにする。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- ・各教育委員会と連携して行っている研究交流制度を継続発展させるとともに，多様なプロジェクトを設定して現職教員の研修の充実を図る。また，教職経験者研修についても一層の交流を図る。

○発達科学部附属学校（附属幼稚園，附属住吉小学校，附属明石小学校，附属住吉中学校，附属明石中学校，附属特別支援学校）を再編し，新たに，大学附属の幼稚園，小学校，特別支援学校のほか，中学校を発展的に見直し，中等教育学校を設置する。また，附属学校再編計画を着実に推進する。

○安全確保に関する具体的方策

- ・危機管理マニュアルに基づく施設の安全確認，避難訓練，学校評議員会での点検・評価を行うとともに，保護者及び地域の関係機関等との連携を図る。特に附属特別支援学校においては，「不審者緊急対応マニュアル」を毎年の防犯訓練の教訓を生かして修正する。また，地元警察の生活安全課と協力して，不審者対応防犯訓練とともに他の防災訓練等を実施する。

（５）附置研究所に関する目標を達成するための措置

○経済学と経営学における先端研究と学際研究を推進するための方策

- ・「グローバル経済のビジネスサイエンス」，「多様性の経済学」及び「環境技術マネジメント」などをテーマとする国際研究拠点形成を目指した研究・交流活動を実施する。
- ・様々な国際共同研究プロジェクトや重点研究を促進するため，科学研究費補助金などを通じて獲得した間接経費，JICAとの共同研究委託経費等を機動的に活用する。
- ・附属政策研究リエゾンセンターなどにおいて，国際経済と国際経営に関する共同研究並びに国際コンファレンスを実施する。
- ・サービス・イノベーションや情報家電産業の技術マネジメントなどに関する先端的・学際的経済経営研究を推進する。
- ・研究所の共同利用・共同研究拠点の申請の結果を踏まえ，有機的・効率的な研究を一層推進するための改組等の取り組みを実施する。

○学内研究連携促進のための方策

- ・経済学研究科，経営学研究科，自然科学系先端融合研究環と共同で申請した平成21年度グローバルCOEプロジェクトをベースに，学内連携の取り組みを推進する。
- ・サービス・イノベーションや情報家電産業における技術経営，鐘紡資料の整備などに関して，経営学研究科との連携を中心に学内連携を推進する。

○社会的貢献を促進するための方策

- ・附属政策研究リエゾンセンターの経済・経営分析に関する図書・資料及び産業に関する基本資料を公開利用に供するとともに，企業資料の整備（歴史文書の整理・補修，社内報等の収集・カタログ化など）を推進し，一層の社会貢献を図る。
- ・経営（技術経営・経営戦略）・金融に関する新たな問題に関して，産官学の共同研究プロジェクトを実施し，産業，経済政策に関する政策評価と政策提言を発信する。
- ・平成18年度に兵庫県と締結した「少子化に関する調査研究についての協力協定」に基づき，引き続き少子化に関する情報交換を実施する。

○高度研究者養成のための方策

- ・研究所の助教ポストや若手向け有期限ポスト，非常勤研究員ポスト等を利用して，「研究所若手特別研究員」など高度研究者養成を目的とした若手用有期限ポスト・非常勤研究員ポストの採用を積極的に進め，5名程度の受入れ数確保を目指す。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・学長を補佐するため，理事に業務を分担させるとともに，常に機動的な意思決定ができるよう，分担については，学長の下で必要に応じて見直す。
- ・「神戸大学ビジョン2015」を踏まえ，第二期中期目標に対する意見及び中期計画の策定を行う。
- ・平成16年度から平成20年度の決算について，決算結果を比較し財務分析を行う。また，監査法人等の意見も参考にしつつ第二期中期目標期間における経営戦略策定に向けたデータの集積を行う。
- ・平成20年度に引き続き，学内会計監査を実施するとともに，会計監査人の期中監査を通じ，内部統制の整備・運用状況及び実証性について検証し，更なる改善を行う。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- ・役員会は，社会の要請に迅速に対応できる体制を構築するため，経営協議会，教育研究評議会，教授会，全学委員会等の効率的な運営体制，相互協力関係，機能分担の在り方を検討し，改善を図る。

○学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き，部局内の委員会等について，その再編・縮小・廃止等，見直しを行う。

○教員及び事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き，全学委員会に事務職員を参画させるなど，組織の一体的な運営を図る。
- ・新規事業への迅速な対応を図るため，教員・事務職員一体の合議・執行組織が柔軟に編成できるような体制を検討し，可能なものから実施する。
- ・大学運営の合理化・効率化を更に推進するため，本学のICT戦略を踏まえ，ICT関連の組

織整備を行う。

- 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
 - ・「神戸大学ビジョン2015」におけるチェンジ・フェーズ最終年度の「政策・実施項目」を着実に推進するため、予算の重点的な配分とその財源の確保に努め、教育研究活動の活性化を図る。
- 学外の有識者や専門家の登用に関する具体的方策
 - ・外部から登用した専門家を大学経営改善のために活用する。
- 国立大学法人間の自主的な連携と協力体制に関する具体的方策
 - ・各種ブロック会議への参加や地域的な共同研修、人事交流等を通じ、大学運営に関する共通事項に関して情報交換を行い、問題解決に当たっての連携と協力を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
 - ・各教育研究組織の中期計画の達成状況等についての「全学評価組織」等による評価結果を踏まえ、必要に応じて教育研究組織の見直しを行う。
- 教育研究組織の見直しの方向性
 - ・学長裁量枠定員を活用し、大型研究プロジェクト（科研）、学内発の卓越した研究プロジェクト及びグローバルCOEプログラムに採択されたプロジェクトに対し21名の教員を、システム情報学研究科の設置に向け4名の教員を配置する。
 - ・教育研究の進展や社会的要請に応じ、システム情報学研究科について、設置計画の作成を行う。また、次世代スーパーコンピュータの活用に向け、兵庫県立大学を含む他大学との連携に関する検討を引き続き行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 人事評価システムの整備と活用に関する具体的方策
 - ・新たな評価制度の整備に向けて、職務遂行上必要となる能力について評価するための方策を引き続き検討する。
 - ・国家公務員に対する評価制度の導入を踏まえ、職責、能力、業績をより適切に反映できる給与基準等について、引き続き検討する。
- 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・組織の再編等に質量ともに柔軟に対応できる人員配置が行えるよう設けた学長裁量枠等の在り方の見直し検討を行う。
- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・大学教員の65歳までの雇用確保の方策を策定する。
 - ・部局におけるサバティカル制度導入を促進するため、サバティカル制度を実施するためのガイドラインを策定する。
- 公募制や任期制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
 - ・外部資金を効果的に活用し、任期付の特命職員（特命教員、特命専門員）の拡充を検討する。
 - ・他大学、国内外研究機関、民間企業等との人事交流を積極的に行い、教育と研究の活性化を図る。

○外国人や女性及び障害者の雇用に関する具体的方策

- ・神戸大学男女共同参画推進基本計画（マスタープラン）に基づき、男女共同参画を推進するために「子育てと研究両立プラン」などを実施する。
- ・障害者の法定雇用率（2.1%）を維持する。
- ・年俸制度を活用し、外国人を含む研究者等、多様な人材の受入れを促進する。

○事務職員等の採用、養成、人事交流に関する具体的方策

- ・専門的知識を必要とする職への選考採用など多様な採用方法等を引き続き実施する。
- ・職員の専門性及び資質の向上のため、これまで実施している研修に加え大学の授業を受講させるなど、自己啓発支援体制の整備やグループ討議等の演習を採り入れた研修等を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能の見直しに関する具体的方策

- ・業務等改善推進・職員キャリア開発支援室と人事制度デザインワーキンググループとの連携の下、業務改善対応策を実行に移すとともに、より専門職能集団としての役割を果たすことができるよう、事務局の部課の再編を行う。
- ・業務改善プロジェクト等により策定した業務改善対応策を実行に移し、業務の専門性や効率性を向上させるとともに、大学運営を的確に推進するため、各室や部局との連携を密にした事務体制に整備する。
- ・業務等改善推進・職員キャリア開発支援室と人事制度デザインワーキンググループとの連携の下、業務改善対応策を実行に移すとともに、引き続き事務組織の横断的かつ総合的なサービス機能を発揮できるよう改善を図る。
- ・弾力的な業務運営のため、必要に応じて教員と事務職員が連携するプロジェクト・チーム制を導入する。

○事務処理の効率化と合理化に関する具体的方策

- ・新人事・給与事務システム（「人事給与システム」）について、平成21年4月から運用を開始し、人事事務、給与計算事務の効率化及び省力化を図る。
- ・新財務会計システム（「会計業務システム」）について、財務会計機能を中心とし、管理会計機能を強化した新たな会計業務システムとして、平成22年4月からの運用開始に向けシステム再構築を進めるとともに、教職員等への講習会等を行う。
- ・新グループウェアについて、平成20年度に実施した調査・分析を引き続き行い、その結果を踏まえ、基本的な機能要件を策定する。

○業務の外部委託等に関する具体的方策

- ・再雇用人材の活用も考慮しながら、業務改善プロジェクトの分析結果及びホームページにより募集している教職員からの業務改善提案を参考にし、業務の外部委託等、業務の合理化に努める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○自己収入の増加に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、科学研究費補助金説明会、部局長会議等を通じ、外部資金獲得に向けた取り組みを奨励する。
- ・ホームページ等により競争的資金等に関する最新情報を迅速に提供するとともに、プロジェクトの申請に向けた研究グループのコーディネート、申請書の内容及び記載方法に対する助言を

行う。

- ・アドミニ・アドバイザー制度（職員による外部資金獲得支援制度）による活動を引き続き行う。
- ・外部資金獲得の向上に資するため、外部資金の獲得状況を点検・評価するとともに、職員による研究支援体制を整備する。
- ・神戸大学基金の充実を図るため、個人を中心とした募金活動を強化する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

- ・外部資金を獲得するために必要な、特許出願及び技術シーズの事業化を目指した企業等との共同研究開発を推進し、その過程で生まれた活用可能性が高い知的財産に重点を置いた管理を行う。
- ・企業との共同特許出願については、成果還元や費用負担を企業と協議の上、効率的、経済的な知財管理に努める。
- ・特許出願した案件の審査請求以降の権利化・維持においても、外部資金獲得を含めた活用の可能性等を十分考慮し、効率的、経済的な知財管理に努める。
- ・特許の外国出願については、科学技術振興機構の特許出願経費支援制度を活用するとともに、事業化見込みが高い発明を厳選する。
- ・大学発ベンチャーの起業支援及び企業成長に関する支援を継続する。
- ・平成20年度に引き続き、学校財産貸付料等の収入見合い事業の拡充を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・平成20年度に引き続き、電子化等を推進することにより印刷物、定期刊行物等の経費の削減を行う。

○人件費削減の取組に関する具体的方策

- ・総人件費改革の実行計画に則り、人件費の削減を図る。
- ・業務内容の見直しにより、人件費の削減を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的運用を図るための具体的方策

- ・国債、大口定期預金等により安全性に留意しつつ効率的な運用を行う。
- ・資産の効率的運用を図るためこれまで実施してきた具体的方策等を点検し、更なる有効活用を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の基本的な目標を達成するための具体的措置

○合理的な評価システムを形成するための具体的方策

- ・「神戸大学自己点検・評価指針」に定める原則公表の方針に沿って、評価結果を公表する。

○評価結果を改善に有効に利用するための具体的方策

- ・各部局においては、「法人評価」、「認証評価」、「学内共同利用施設等の組織の評価」の評価結果を踏まえ、第二期中期目標期間中の部局年次計画を策定する。
- ・各種評価の評価結果を踏まえた改善すべき点を関係部局へ提示する。
- ・各種評価の評価結果とそれを踏まえた改善を要する点を整理し、役員会に報告するとともに関係部局に周知する。
- ・第二期中期目標に対する意見及び中期計画を策定するに当たり、現中期目標期間に実施した各

種評価の結果を活用する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の公開・提供及び広報に関する具体的方策

- ・平成20年度財務内容、管理運営状況等及び平成21年度年度計画をホームページ等で公表する。
- ・各種評価の報告書、評価結果についてホームページ等で公表する。
- ・平成20年度に引き続き、神戸大学情報データベース（KU I D）のデータ集積を推進する。
- ・高等教育機関としての社会的使命を果たすため、ホームページ及び広報誌の充実により、社会に対する情報発信の強化を図る。
- ・平成20年度に引き続き神戸大学東京オフィスにおいて、首都圏における広報活動・情報収集・就職支援を行う。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設設備の有効活用に関する具体的方策

- ・環境・施設マネジメント委員会の部会において、施設の点検・評価を継続的に進める。
- ・平成20年度に引き続き、各学部・研究科の人材養成と卓越した研究及び若手研究者への研究スペースの再配分を重点としたスペースマネジメントについて検討し、総合研究棟改修・新築事業を確実に推進する。
- ・施設関係データ管理システムへのデータの輸入を一層進めるために、内部廊下、階段、電気・機械設備の調査を行う。

○施設設備の機能保全と維持管理に関する具体的方策

- ・建築基準法に基づく建築物（寄宿舎の6階以上の部分で100㎡を超え、かつ建物全体で500㎡を超えるもの）、設備について点検・調査を行い特殊建築物定期等報告書を作成するとともに、報告書に基づき、営繕計画を立案し、整備を進める。
- ・緑地の維持保全など屋外環境の維持管理の一元化に向け、ハザードマップ、サイン計画、パーキングマップ、緑地保全マップ、バリアフリーマップ、アメニティマップ及び防災計画の報告書に基づき策定した行動計画を推進する。
- ・年次計画に基づき、電気・機械設備、内部廊下・階段の調査を行い、プリメンテナンス、エネルギー管理、環境管理、安全管理等の施設マネジメントを推進する。

○施設設備等の機能の充実にに関する具体的方策

- ・既存施設の安全性の向上と機能再生を進めるとともに、学生アメニティ、教育研究環境の改善・充実を図るため、総合研究棟等改修・新築事業を確実に推進する。
- ・環境に配慮した施設計画及びインフラの構築を目指したE S C O事業（民間資金を活用した省エネルギー改修事業）等の実施に向けた検討結果を踏まえ、病院地区において学内省エネルギー対策を推進する。
- ・バリアフリーマップの報告書等を基に、バリアフリー対策を計画的に推進する。
- ・P F I方式、寄附方式など新たな整備手法の導入を検討する。
- ・P F I事業の医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業及び総合研究棟改修（農学系）事業の運営を確実に推進する。
- ・神戸大学インターナショナル・レジデンスの改修工事を計画的に行い、研究者宿泊施設の充実を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 安全衛生法、学校保健法等を踏まえた安全衛生管理、保健管理及び事故防止に関する具体的方策
 - ・大学構成員すべての「個人並びに集団としての心身の健康増進」のため、産業医活動の推進を図る。
 - ・教職員・学生に対し、麻疹等の感染症対策を実施する。
 - ・衛生管理者受験準備講習会を開催し、安全衛生管理の有資格者の増員を図る。
 - ・従来より実施してきた各種研修会等を充実させ、学生を含む本学構成員の安全及び衛生に対する意識の高揚を図る。
 - ・安全週間、労働衛生週間、防災週間において講演会を実施するなど、安全衛生に係る啓発活動の推進を図る。
 - ・建物内外の安全点検を定期的に行い、必要な補修、改修、更新などの改善措置を着実に実施する。また、改善措置の結果について点検・評価する。
- 学生等の安全確保等に関する具体的方策
 - ・平成20年度に引き続き、各部局において学生実験等における安全管理マニュアルや安全の手引き等を充実させ、学生等に配布するとともに、教職員へ周知するなど安全管理の徹底を図る。また、レスポンシブル・ケア月間に実施される講習会等に学生を積極的に参加させる。
- 有害物質等を利用する実験による事故防止のための具体的方策
 - ・有害物質及び放射性同位元素等をより適正に管理するため、新たな委員会を設置するなど管理体制の再構築を図る。
 - ・化学薬品管理システムの全学導入に向けて、環境管理センターにおいて、他大学の導入状況、運営状況等についての情報収集及び検討を行い、本学に適したシステムを構築するために、関連委員会等へ必要な情報提供を行う。
 - ・平成20年度に引き続き、特別健康診断の完全実施を目指し、その実施状況を検証する。
 - ・平成20年度に引き続き、放射線、遺伝子の個別取扱い訓練を徹底するとともに、留学生向け教育訓練を含めた講習会を実施する。
 - ・化学薬物管理システム策定と連動し、管理面から防止対策をとる。

3 環境保全に関する目標を達成するための措置

- 教育研究環境の保全のための具体的方策
 - ・環境保全教育の充実を図るため、環境管理センターを中心に全学共通授業科目の総合科目「環境学入門」を平成21年度後期に開講する。また、学生・一般市民を対象とした環境に関する講演会を開催する。
 - ・化学薬品管理システムについて、本学に適したシステムを構築するために体制の整備を行った上で、基本システムの策定を行い、パイロットシステムの平成22年度導入に向けて全学で作業を進める。
 - ・日常の排水管理において、異常発見時に常時、緊急に自主分析できる体制を段階的に整備する。
 - ・施設整備に併せて有害排出物の除害施設の整備を進める。
 - ・平成20年度に行った自動採水器整備の結果に基づき、自動採水器の設置又は更新を段階的に進める。
 - ・平成20年度に行ったpHモニタリングシステム整備の実情調査結果に基づき、pHモニタリングシステムの整備拡充を段階的に進める。
 - ・大学の諸行事への案内や大学周辺の環境美化に努めるなど大学周辺住民との調和に配慮する。
 - ・平成20年度までに行ったエネルギー消費実態調査結果のデータの分析、検討に基づき、省資源、省エネルギー対策の策定を行い、推進を図る。
 - ・省資源、省エネルギーに関係した様々な情報の公開に努めるとともに、省資源、省エネルギーに関する啓発活動を進める。

- ・環境配慮促進法に基づく環境報告書を作成し、平成21年9月30日までに公表する。

VI その他の重要計画

1 大学支援組織等との連携強化に関する計画

- ・育友会のホームページを通じて本学の情報を発信する。また、地区支部会を広島、東京、名古屋の三地区で継続して開催し、各地域の保護者との連携を一層強化する。
- ・平成20年度に引き続き、第6回留学生ホームカミングデイを開催するとともに、卒業生、同窓生、留学生等とのネットワークの充実を図る。
- ・在籍留学生の活動や留学生同窓会の活動状況等について、留学生の保護者を含めた関係者に周知できるようホームページ等を通じて情報発信を行う。
- ・平成20年度に引き続き、日本学生支援機構が実施する海外における日本留学フェアに参加し、現地の本学卒業留学生の協力を得て、本学への留学情報の提供を行う。併せて、優秀な留学生を獲得するために、現地同窓会、協定校等を訪問し、情報交換を行う。
- ・平成20年に引き続き、第4回ホームカミングデイと第6回留学生ホームカミングデイを合同開催するとともに、卒業生、同窓生、在籍留学生等とのネットワークを拡大する。また、在学生の参加を積極的に呼び掛けるとともに、地域住民との交流を図る。
- ・各後援会（若しくはそれと同様の機能を併せ持つ各同窓会）の支援を得て、教育・国際交流・学生支援に重点を置いた施策を推進する。
- ・平成20年度に引き続き、現役留学生会（国別）、国内留学生同窓会、海外留学生同窓会（国別）を結ぶネットワークの構築を目指す。また海外留学生同窓会の新規設立及び大学とこれら同窓会との連携について検討する。
- ・育友会及び後援会組織（課外活動団体OB会）と課外活動団体に対する支援についての協議や情報交換を定期的に行う仕組みを構築することにより、本学との連携を更に深め、育友会及び後援会組織による学生の課外活動に対する支援の充実につなげる。
- ・平成20年度に開設した「神戸大学卒業生ネットワーク」（K U - N e t）を通じて、卒業生と大学との連携を強化するとともに、大学からの情報発信及び卒業生同士のコミュニティの形成を推進する。
- ・(株)神戸学術事業会への神戸大学東京オフィスの運営に関する委託事業を継続する。

VII 予算、収支計画及び資金計画 別紙参照

VIII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
62億円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借入れすることも想定される。

IX 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院の設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物を担保に供する。

X 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、次の使途に充てる。

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善

XI その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(鶴甲) ライフライン再生事業	総額	施設整備費補助金 (2,979)
・(鶴甲) 耐震対策事業 (鶴甲1) 理科棟(D棟) (鶴甲1) 理科棟(N棟) (鶴甲1) 教室棟(B棟) (鶴甲1) 体育館	3,066	国立大学財務・経営センター施設費 交付金 (87)
・(深江) 耐震対策事業 (深江) 4号館		
・(住吉) 耐震対策事業 (住吉) 男子寄宿舎		
・(六甲台他) 耐震対策事業 (六甲台1) 経済経営研究所新館		
・(楠) 総合研究棟改修Ⅱ期(医学系) (楠) 基礎校舎		
・(六甲台2) 総合研究棟 (生命・分子系)		
・小規模改修		

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- ・大学教員の65歳までの雇用確保の方策を策定する。
- ・専門的知識を必要とする職への選考採用など多様な採用を実施する。

(参考1) 平成21年度の常勤職員数 2,697人

また、任期付職員数の見込みを 519人とする。

(参考2) 平成21年度の人件費総額見込 30,928百万円(退職手当は除く)

(別紙)

○予算、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

別紙（予算、収支計画及び資金計画）

1. 予算

平成21年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	22,358
施設整備費補助金	2,979
補助金等収入	676
国立大学財務・経営センター施設費交付金	87
自己収入	34,222
授業料及入学金及び検定料収入	9,823
附属病院収入	23,992
雑収入	407
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	5,143
引当金取崩	215
貸付回収金	29
目的積立金取崩	1,072
計	66,781
支 出	
業務費	50,534
教育研究経費	26,722
診療経費	23,812
一般管理費	4,406
施設整備費	3,066
補助金等	676
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	5,143
貸付金	29
長期借入金償還金	2,927
計	66,781

※「運営費交付金」のうち、平成21年度当初予算額 22,116百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 242百万円

※「施設整備費補助金」のうち、平成21年度当初予算額 1,377百万円、前年度よりの繰越額 1,602百万円

平成21年度の人件費総額見込 30,928百万円（退職手当は除く）

（うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 22,639百万円）

2. 収支計画

平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	63,105
経常費用	62,817
業務費	56,503
教育研究経費	7,330
診療経費	12,862
受託研究費等	2,668
役員人件費	162
教員人件費	18,238
職員人件費	15,243
一般管理費	1,821
財務費用	486
減価償却費	4,007
臨時損失	288
収入の部	63,738
経常収益	63,450
運営費交付金	22,038
授業料収益	8,289
入学金収益	1,283
検定料収益	368
附属病院収益	24,331
受託研究等収益	2,668
補助金等収益	539
寄附金収益	1,624
財務収益	77
雑益	1,236
資産見返運営費交付金等戻入	215
資産見返補助金等戻入	17
資産見返寄付金戻入	398
資産見返物品受贈額戻入	367
臨時利益	288
純利益	633
目的積立金取崩益	-
総利益	633

3. 資金計画

平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額	
資金支出	69,798	
業務活動による支出	57,701	
投資活動による支出	4,966	
財務活動による支出	3,897	
翌年度への繰越金	3,234	
資金収入	69,798	
業務活動による収入	62,105	
運営費交付金による収入		22,116
授業料及入学金検定料による収入		9,823
附属病院収入		23,992
受託研究等収入		2,668
補助金等収入		676
寄付金収入		1,820
その他の収入		1,010
投資活動による収入	3,068	
施設費による収入		3,066
その他の収入		2
財務活動による収入	77	
前年度よりの繰越金	4,548	

別表（学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）

学部

学部名	学科(課程)	学生収容定員	備考
文学部	人文学科	460	
	計	460	
国際文化学部	国際文化学科	560	
	計	560	
発達科学部	人間形成学科	360	
	人間行動学科	200	
	人間表現学科	160	
	人間環境学科	400	
	各学科共通	20	
	計	1,140	
法学部	法律学科	760	
	計	760	
経済学部	経済学科	1,200	
	計	1,200	
経営学部	経営学科	1,080	
	計	1,080	
理学部	数学科	100	
	物理学科	140	
	化学科	100	
	生物学科	80	
	地球惑星科学科	140	
	各学科共通	50	
	計	610	
	医学部	医学科	595
保健学科		690	
計		1,285	
工学部	建築学科	270	平成19年度新設
	市民工学科	180	平成19年度新設
	電気電子工学科	360	
	機械工学科	400	
	応用化学科	400	
	情報知能工学科	400	
	各学科共通	40	
	建設学科	150	(改組前の学科)
	計	2,200	
	農学部	食料環境システム学科	70
資源生命科学科		106	平成20年度新設
生命機能科学科		124	平成20年度新設
各学科共通		40	
応用動物学科		50	(改組前の学科)
植物資源学科		66	〃
生物環境制御学科		68	〃
生物機能化学科		60	〃
食料生産環境工学科		56	〃
計		640	
海事科学部	海事技術マネジメント学科	180	平成20年度新設
	海洋ロジスティクス科学科	100	平成20年度新設
	マリンエンジニアリング学科	120	平成20年度新設
	各学科共通	20	
	海事技術マネジメント学課程	180	(改組前の課程)
	海上輸送システム学課程	100	〃
	マリンエンジニアリング課程	120	〃
	計	820	
乗船実習科		90	

大学院

研究科名	専攻等	学生収容定員	内 訳	備 考
人文学研究科	文化構造専攻	64	うち博士前期課程 40人 うち博士後期課程 24人	
	社会動態専攻	96	うち博士前期課程 60人 うち博士後期課程 36人	
	計	160	うち博士前期課程 100人 うち博士後期課程 60人	
国際文化学研究科	文化関連専攻	58	うち博士前期課程 40人 うち博士後期課程 18人	
	グローバル文化専攻	87	うち博士前期課程 60人 うち博士後期課程 27人	
	計	145	うち博士前期課程 100人 うち博士後期課程 45人	
人間発達環境学 研究科	心身発達専攻	45	うち博士前期課程 36人 うち博士後期課程 9人	
	教育・学習専攻	52	うち博士前期課程 40人 (うち1年コース 4人) うち博士後期課程 12人	
	人間行動専攻	18	うち博士前期課程 12人 うち博士後期課程 6人	
	人間表現専攻	26	うち博士前期課程 20人 うち博士後期課程 6人	
	人間環境学専攻	98	うち博士前期課程 80人 うち博士後期課程 18人	
	計	239	うち博士前期課程 188人 うち博士後期課程 51人	
法学研究科	実務法律専攻	300	うち専門職学位課程 300人	
	理論法学専攻	98	うち博士前期課程 56人 うち博士後期課程 42人	
	政治学専攻	42	うち博士前期課程 24人 うち博士後期課程 18人	
	計	440	うち博士前期課程 80人 うち博士後期課程 60人 うち専門職学位課程 300人	
経済学研究科	経済学専攻	234	うち博士前期課程 166人 うち博士後期課程 68人	平成20年度新設
	経済システム分析専攻	17	うち博士後期課程 17人	(改組前の専攻)
	総合経済政策専攻	17	うち博士後期課程 17人	"
	計	268	うち博士前期課程 166人 うち博士後期課程 102人	
経営学研究科	マネジメント・システム専攻	61	うち博士前期課程 34人 うち博士後期課程 27人	
	会計システム専攻	49	うち博士前期課程 28人 うち博士後期課程 21人	
	市場科学専攻	70	うち博士前期課程 40人 うち博士後期課程 30人	
	現代経営学専攻	162	うち博士後期課程 24人 うち専門職学位課程 138人	
	計	342	うち博士前期課程 102人 うち博士後期課程 102人 うち専門職学位課程 138人	
理学研究科	数学専攻	56	うち博士前期課程 44人 うち博士後期課程 12人	
	物理学専攻	63	うち博士前期課程 48人 うち博士後期課程 15人	
	化学専攻	74	うち博士前期課程 56人 うち博士後期課程 18人	
	生物学専攻	68	うち博士前期課程 44人 うち博士後期課程 24人	
	地球惑星科学専攻	69	うち博士前期課程 48人 うち博士後期課程 21人	
	計	330	うち博士前期課程 240人 うち博士後期課程 90人	
医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	40	うち修士課程 40人	
	医科学専攻	312	うち博士課程 312人	
	計	352	うち修士課程 40人 うち博士課程 312人	

保健学研究科	保健学専攻	187	うち博士前期課程 112人 うち博士後期課程 75人	平成20年度新設
	計	187	うち博士前期課程 112人 うち博士後期課程 75人	
工学研究科	建築学専攻	154	うち博士前期課程 130人 うち博士後期課程 24人	
	市民工学専攻	104	うち博士前期課程 86人 うち博士後期課程 18人	
	電気電子工学専攻	154	うち博士前期課程 130人 うち博士後期課程 24人	
	機械工学専攻	186	うち博士前期課程 156人 うち博士後期課程 30人	
	応用化学専攻	176	うち博士前期課程 146人 うち博士後期課程 30人	
	情報知能学専攻	184	うち博士前期課程 148人 うち博士後期課程 36人	
	計	958	うち博士前期課程 796人 うち博士後期課程 162人	
農学研究科	食料共生システム学専攻	72	うち博士前期課程 54人 うち博士後期課程 18人	
	資源生命科学専攻	108	うち博士前期課程 84人 うち博士後期課程 24人	
	生命機能科学専攻	133	うち博士前期課程 100人 うち博士後期課程 33人	
	計	313	うち博士前期課程 238人 うち博士後期課程 75人	
海事科学研究科	海事科学専攻	153	うち博士前期課程 120人 うち博士後期課程 33人	
	計	153	うち博士前期課程 120人 うち博士後期課程 33人	
国際協力研究科	国際開発政策専攻	79	うち博士前期課程 48人 うち博士後期課程 31人	
	国際協力政策専攻	69	うち博士前期課程 42人 うち博士後期課程 27人	
	地域協力政策専攻	67	うち博士前期課程 40人 うち博士後期課程 27人	
	計	215	うち博士前期課程 130人 うち博士後期課程 85人	

附属学校

区 分	収容定員	学級数	備 考
附属幼稚園	145	5	
附属小学校	80	2	平成21年度新設
附属中等教育学校	200	5	平成21年度新設
附属特別支援学校	60	9	
附属住吉小学校	645	18	
附属明石小学校	400	10	
附属住吉中学校	270	8	
附属明石中学校	240	6	

注 附属住吉小学校及び附属明石小学校については、平成20年度限りで児童募集停止。
附属住吉中学校及び附属明石中学校については、平成20年度限りで生徒募集停止。